

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する令和4年度（判）第12号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金215万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年12月21日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年10月20日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」という。）に上場されていた日本板硝子株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表1記載のとおり、令和2年4月8日から同年6月18日までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社（以下「B証券」という。）及びC証券株式会社（以下「C証券」という。）を介し、最良買い気配近辺に複数の買い注文を発注して買い板を厚くするなどの方法により、同株式合計616万1800株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計138万7200株を買い付ける一方、同株式合計173万2100株を売り付け
- (2) 東証一部に上場されていた株式会社ツカダ・グローバルホールディングの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表2記載のとおり、令和2年5月25日午後1時39分頃から同日午後3時までの間、東京証券取引所において、B証券及びC証券を介し、最良買い気配近辺に複数の買い注文を発注して買い板を厚くしたり、直前の約定値より高い指値の買い注文を発注して買い付けることにより株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計17万9200株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計7万5000株を買い付ける一方、同株式合計4万6500株を売り付け

もって、それぞれ、自己の計算において、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、東証一部における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

(1) 別表1に掲げる日本板硝子株式に係る取引につき、

① 令和2年4月8日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、39,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量15,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時に

おける価格（293 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 24,100 株を加えた 39,100 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（39,100 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：11,470,800 円）
－（有価証券の買付け等の価額：11,456,300 円）
＝14,500 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,000 円となる。

② 令和 2 年 4 月 13 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、154,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 141,600 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（315 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 13,100 株を加えた 154,700 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（154,700 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
（有価証券の売付け等の価額：48,715,700 円）
－（有価証券の買付け等の価額：48,704,100 円）
＝11,600 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,000 円となる。

③ 令和 2 年 4 月 14 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、32,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 19,900 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時に

おける価格（303 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 12,300 株を加えた 32,200 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（32,200 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：9,788,800 円）

－（有価証券の買付け等の価額：9,756,900 円）

＝31,900 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、30,000 円となる。

④ 令和 2 年 4 月 15 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、13,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 3,000 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（304 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 10,400 株を加えた 13,400 株であることから、

ア．当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（13,400 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：4,096,000 円）

－（有価証券の買付け等の価額：4,082,600 円）

＝13,400 円

イ．法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア．で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,000 円となる。

⑤ 令和 2 年 4 月 16 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、11,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 200 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時におけ

る価格（301円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量11,000株を加えた11,200株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（11,200株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：3,382,400円）

－（有価証券の買付け等の価額：3,371,400円）

=11,000円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、10,000円となる。

⑥ 令和2年4月17日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、20,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,100株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（314円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量19,700株を加えた20,800株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（20,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：6,552,000円）

－（有価証券の買付け等の価額：6,530,700円）

=21,300円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、20,000円となる。

⑦ 令和2年4月21日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、209,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量199,200株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時

にその時における価格（309 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 10,000 株を加えた 209,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（209,200 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：64,440,400 円）

－（有価証券の買付け等の価額：64,339,100 円）

=101,300 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、100,000 円となる。

⑧ 令和 2 年 4 月 22 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、43,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 16,000 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（299 円）で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 27,000 株を加えた 43,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（43,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：12,840,000 円）

－（有価証券の買付け等の価額：12,797,000 円）

=43,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、40,000 円となる。

⑨ 令和 2 年 4 月 27 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、22,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（309 円）で買付け等を

自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 22,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (22,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 6,882,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 6,859,800 円)

=22,200 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、20,000 円となる。

⑩ 令和 2 年 5 月 1 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、439,700 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 411,700 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (335 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 28,000 株を加えた 439,700 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (439,700 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 147,075,300 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 147,024,500 円)

=50,800 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、50,000 円となる。

⑪ 令和 2 年 5 月 15 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、91,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 59,200 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (364 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる

当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 32,000 株を加えた 91,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (91,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 32,900,200 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 32,810,300 円)

=89,900 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、80,000 円となる。

⑫ 令和 2 年 5 月 20 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、20,400 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 10,400 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (377 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 10,000 株を加えた 20,400 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (20,400 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 7,808,700 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 7,773,300 円)

=35,400 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、30,000 円となる。

⑬ 令和 2 年 6 月 9 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、19,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 15,000 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (475 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる

当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 4,000 株を加えた 19,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (19,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 9,059,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 9,046,000 円)

=13,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,000 円となる。

⑭ 令和 2 年 6 月 10 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、304,200 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 280,100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (470 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 24,100 株を加えた 304,200 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (304,200 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 142,495,900 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 142,367,900 円)

=128,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、120,000 円となる。

⑮ 令和 2 年 6 月 12 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、55,100 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 8,100 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (409 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当

該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 47,000 株を加えた 55,100 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (55,100 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 22,865,400 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 22,628,200 円)

=237,200 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、230,000 円となる。

⑯ 令和 2 年 6 月 15 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、11,000 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (411 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 11,000 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (11,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 4,532,000 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 4,521,000 円)

=11,000 円

イ. 法第 176 条第 2 項の規定により、上記ア. で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、10,000 円となる。

⑰ 令和 2 年 6 月 17 日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、61,600 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 41,600 株に、法第 174 条の 2 第 8 項及び金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格 (429 円) で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 20,000 株を加えた

61,600株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(61,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額:26,345,600円)
－(有価証券の買付け等の価額:26,273,500円)
=72,100円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、70,000円となる。

⑱ 令和2年6月18日の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、184,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量165,100株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(419円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量19,000株を加えた184,100株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(184,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額:76,737,000円)
－(有価証券の買付け等の価額:76,684,400円)
=52,600円

イ. 法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の3端数を切り捨てて、50,000円となる。

(2) 別表2に掲げるツカダ・グローバルホールディング株式に係る取引

① 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、46,500株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量75,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(404円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当

該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量 10,100 株を加えた 85,100 株であることから、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (46,500 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(有価証券の売付け等の価額 : 18,780,200 円)
－ (有価証券の買付け等の価額 : 18,812,400 円)
＝－32,200 円

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (85,100 株) が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (46,500 株) を超えていることから、当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第 67 条の 19 又は第 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (435 円) に当該超える数量 38,600 株 (買付け等の数量 85,100 株－売付け等の数量 46,500 株) を乗じて得た額 (a) から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額 (b) を控除した額
(a : 16,791,000 円) － (b : 15,500,000 円)
＝1,291,000 円

の合計額が 1,258,800 円となる。

② 法第 176 条第 2 項の規定により、上記①で計算した額の 1 万円未満の端数を切り捨てて、1,250,000 円となる。

(3) 上記(1)及び(2)により算定した額の合計

(1)の合計額 900,000 円 + (2)の額 1,250,000 円
＝2,150,000 円 となる。

別表1

日本板硝子株式会社

違反行為期間		口座	委託株数		売買株数	
			売付	買付	売付	買付
令和2年4月8日	10:33:38 ~ 13:23:24	B証券	0	155,700	39,100	15,000
令和2年4月13日	09:03:28 ~ 12:05:02	B証券	0	229,600	154,700	141,600
令和2年4月14日	09:08:33 ~ 11:27:47	B証券	0	84,900	32,200	19,900
令和2年4月15日	09:24:13 ~ 12:59:23	B証券	0	17,000	13,400	3,000
令和2年4月16日	09:51:32 ~ 11:29:09	B証券	0	115,500	11,200	200
令和2年4月17日	09:01:42 ~ 09:41:38	B証券	0	94,500	20,800	1,100
令和2年4月21日	09:06:36 ~ 10:22:24	B証券	0	503,300	209,200	199,200
令和2年4月22日	09:16:40 ~ 14:20:38	B証券	0	182,000	43,000	16,000
令和2年4月27日	09:04:39 ~ 10:00:35	B証券	0	46,000	22,200	0
令和2年5月1日	09:03:01 ~ 14:32:43	B証券	0	579,700	439,700	411,700
令和2年5月15日	09:26:26 ~ 12:45:06	B証券	0	300,400	59,200	59,200
		C証券	0	42,000	32,000	0
令和2年5月20日	09:00:13 ~ 14:42:54	B証券	0	193,500	20,400	10,400
令和2年6月9日	10:18:31 ~ 12:32:16	B証券	0	100,000	19,000	15,000
令和2年6月10日	09:13:49 ~ 13:46:26	B証券	0	1,037,000	248,800	224,700
		C証券	0	110,000	55,400	55,400
令和2年6月12日	09:18:01 ~ 14:46:54	B証券	0	453,600	49,100	2,100
		C証券	0	0	6,000	6,000
令和2年6月15日	13:50:38 ~ 13:53:19	C証券	0	88,000	11,000	0
令和2年6月17日	09:06:01 ~ 09:32:33	B証券	0	487,600	61,600	41,600
令和2年6月18日	09:02:46 ~ 09:55:57	B証券	0	825,500	170,900	151,900
		C証券	0	516,000	13,200	13,200
合計			0	6,161,800	1,732,100	1,387,200

別表2

株式会社ツカダ・グローバルホールディング

違反行為期間		口座	委託株数		売買株数	
			売付	買付	売付	買付
令和2年5月25日	13:39:17 ~ 15:00:00	B証券	0	39,200	46,500	75,000
		C証券	0	140,000	0	0
合計			0	179,200	46,500	75,000